



三重県公報

平成31年3月5日(火)

第 3088 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
3	三重県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則	(少子化対策課)	2
告 示			
129	三重県営鈴鹿スポーツガーデン及び三重県営総合競技場の利用料金の承認	(スポーツ推進課)	2
130	三重県営松阪野球場の利用料金の承認	(同)	14
131	三重県営ライフル射撃場の利用料金の承認	(同)	14
人 事 委 告 示			
1	選考職種の指定及び採用資格要件の一部を改正する告示	(人事委員会)	15
選 管 告 示			
13	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	15
14	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	18
15	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定、異動及び指定の取消しの届出	(同)	18

規 則

三重県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成三十一年三月五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第三号

三重県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則
三重県青少年健全育成条例施行規則（昭和四十七年三重県規則第十七号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（身分証明書） 第六条 条例第三十六条第二項の規定による身分を示す証明書は、<u>同条第一項の知事の指定又は任命した者については第七号様式</u>、<u>警察官については警察手帳</u>によるものとする。</p>	<p>（身分証明書） 第六条 条例第三十六条第二項の規定による身分を示す証明書は、第七号様式によるものとする。</p>

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

告 示

三重県告示第 129 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称：三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）及び三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認（平成 29 年三重県告示第 434 号）は、平成 31 年 3 月 31 日限り廃止します。

平成 31 年 3 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

三重県体育協会グループ
代表者 公益財団法人三重県体育協会
理事長 東地 隆司

2 施設の名称及び利用料金の額

- (1) 三重県営鈴鹿スポーツガーデン（愛称：三重交通G スポーツの杜 鈴鹿）
ア サッカー・ラグビー場
(ア) 施設

区 分			1 時間当たりの金額（円）
メインサッカー・ラグビー場	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等 7,500
			その他の者 9,500
		アマチュアスポーツ以外 97,500	
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等 2,500
		その他の者 3,500	
アマチュアスポーツ以外 13,500			
第 1 グラウンド			1,800

第2グラウンド	1,800
第3グラウンド	1,800
第4グラウンド	1,800
本部室	800
第1会議室	1,200
第2会議室	800

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
- 2 準備又は撤去するためにメインサッカー・ラグビー場又は第1グラウンドから第4グラウンドまでを利用する場合の金額は、それぞれメインサッカー・ラグビー場の項における「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツ」又は第1グラウンドから第4グラウンドまでの項に掲げる金額とする。
- 3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
- (1) 小学校就学前の者
- (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
- 4 本部室、第1会議室又は第2会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たり100円を加算した額とする。

(イ) 設備

区 分			1時間当たりの金額（円）		
メインサッカー・ラグビー場	電光掲示板	アマチュアスポーツ	100		
		アマチュアスポーツ以外	300		
	照明灯	全部点灯	アマチュアスポーツ	9,000	
			アマチュアスポーツ以外	152,000	
		2分の1点灯	アマチュアスポーツ	4,500	
			アマチュアスポーツ以外	76,000	
		3分の1点灯	アマチュアスポーツ	3,000	
			アマチュアスポーツ以外	51,000	
	放送設備	アマチュアスポーツ以外	900		
	第3グラウンド及び第4グラウンド	全部点灯	アマチュアスポーツ	5,000	
アマチュアスポーツ以外			84,000		
3分の2点灯		アマチュアスポーツ	3,300		
		アマチュアスポーツ以外	56,000		
2分の1点灯		アマチュアスポーツ	2,500		
		アマチュアスポーツ以外	42,000		

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

イ 水泳場

(ア) 施設

a 専用利用の場合

区 分		単 位	1時間当たりの金額（円）	
メインプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	2コース	12,500
		児童生徒等	全コース	62,500
		その他の者	2コース	22,500
		その他の者	全コース	112,500
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	2コース	1,250
		児童生徒等	全コース	6,250
		その他の者	2コース	2,250
		その他の者	全コース	11,250

サブプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	4コース	25,000
			全コース	45,000
		その他の者	4コース	45,000
			全コース	85,000
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	4コース	2,500
			全コース	4,500
		その他の者	4コース	4,500
			全コース	8,500
飛び込みプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	30,000	
		その他の者	60,000	
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	3,000	
		その他の者	6,000	
第1会議室				1,200
第2会議室				1,200

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 準備又は撤去するためにメインプール、サブプール又は飛び込みプールを利用する場合の金額は、それぞれの施設の項における「入場料を徴収しない場合」に掲げる金額とする。

3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

4 各会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たり100円を加算した額とする。

b 個人利用の場合

区 分			金額（円）
メインプール、サブプール、飛び込みプール及びトレーニングルーム	児童生徒等	1人1回につき	200
		回数券（11回分）	2,000
		1ヶ月券	1,800
	その他の者	1人1回につき	450
		回数券（11回分）	4,500
		1ヶ月券	4,000

備考 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(イ) 設備

区 分		1時間当たりの金額（円）
電光掲示板	入場料を徴収する場合	15,000
	入場料を徴収しない場合	1,500
放送設備	入場料を徴収する場合	900

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

ウ 庭球場

(ア) 施設

区 分			1面1時間当たりの金額（円）	
センターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	2,400
			その他の者	4,800
		アマチュアスポーツ以外	48,000	
			児童生徒等	600

	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	その他の者	1,200
		アマチュアスポーツ以外		7,800
シェルターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	1,000
			その他の者	2,000
		アマチュアスポーツ以外		20,000
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	400
			その他の者	800
		アマチュアスポーツ以外		4,000
屋外コート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	800
			その他の者	1,600
		アマチュアスポーツ以外		16,000
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童生徒等	300
			その他の者	600
		アマチュアスポーツ以外		2,600

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 2 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツ」に掲げる金額とする。
 3 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
 (1) 小学校就学前の者
 (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
 (イ) 設備

区 分			1時間当たりの金額 (円)
電光掲示板	アマチュアスポーツ		100
	アマチュアスポーツ以外		800
照明灯	センターコート	全部点灯	アマチュアスポーツ 1,000
		アマチュアスポーツ以外	10,000
	2分の1点灯	アマチュアスポーツ	500
		アマチュアスポーツ以外	1,900
	シェルターコート	アマチュアスポーツ	200
		アマチュアスポーツ以外	1,900
屋外コート	アマチュアスポーツ	200	
	アマチュアスポーツ以外	1,700	
放送設備	アマチュアスポーツ以外		900

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

エ 体育館

(ア) 施設 (会議室を除く。)

a 全部利用の場合

区 分		1時間当たりの金額 (円)
アマチュアスポーツ	入場料を徴収する場合	6,800 (8,600)
	入場料を徴収しない場合	2,300 (2,900)
営利を目的として利用する場合		56,700 (70,900)
その他の催物	入場料を徴収する場合	34,000 (42,600)
	入場料を徴収しない場合	11,300 (14,200)

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 ()の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
に利用する場合の額とする。

3 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツ」の「入場料を徴収しない
場合」の欄に掲げる金額とする。

b 部分利用の場合

区 分		単 位	1時間当たりの金額(円)
フットサル	児童生徒等	1面につき	500
	その他の者		1,000
バスケットボール	児童生徒等	1面につき	500
	その他の者		1,000
バレーボール	児童生徒等	1面につき	350
	その他の者		700
バドミントン	児童生徒等	1面につき	150
	その他の者		300
テニス	児童生徒等	1面につき	500
	その他の者		1,000
レスリング	児童生徒等	一式につき	500
	その他の者		1,000
卓球	児童生徒等	1台につき	100
	その他の者		200
その他	2分の1利用	児童生徒等	500
		その他の者	1,000
	4分の1利用	児童生徒等	300
		その他の者	600

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

c 個人利用の場合

区 分		金額(円)	
トレーニングルーム	高校生及びこれに準ずる者	1人1時間につき	70
		2時間券	140
		回数券(11時間分)	700
		回数券(22時間分)	1,400
		定期券(1ヶ月)	1,200
	その他の者	1人1時間につき	140
		2時間券	280
		回数券(11時間分)	1,400
		回数券(22時間分)	2,800
		定期券(1ヶ月)	2,600

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 高校生及びこれに準ずる者には、中学生(保護者又は指導者を同伴して入場し、指導監督を受ける
場合に限る。)を含めるものとする。

3 トレーニングルームにおけるその他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並び
にこれらに準ずる者を除く者とする。

(イ) 会議室

区 分	1室1時間当たりの金額(円)
-----	----------------

第1会議室、第2会議室及び本部長室	600 (800)
-------------------	--------------

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 ()の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に利用する場合の額とする。

(ウ) 設備及び器具

設備器具名		区 分	単 位	金額 (円)
温水シャワー		個人利用	1人1回につき	100
		アマチュアスポーツ	1日につき	1,500
		その他		2,000
湯沸設備		アマチュアスポーツ	1日につき	2,000
		その他		4,000
放送設備		アマチュアスポーツ	一式1時間につき	1,000
		その他		2,000
照明設備	全部点灯	アマチュアスポーツ	1時間につき	4,000
		その他		6,000
	2分の1点灯	アマチュアスポーツ	1時間につき	2,000
		その他		3,000
	4分の1点灯	アマチュアスポーツ	1時間につき	1,000
		その他		1,500
冷暖房設備		アマチュアスポーツ	1時間につき	5,000
		その他		7,500
競技器具一式 (全面利用)		アマチュアスポーツ	一式1時間につき	500
		その他		800
競技器具一式 (部分利用)	アマチュアスポーツ	フットサル	一式1時間につき	300
		バスケットボール	一式1時間につき	300
		バレーボール	一式1時間につき	200
		バドミントン	一式1時間につき	100
		テニス	一式1時間につき	200
		レスリング	一式1時間につき	200
		卓球	1台1時間につき	100
		その他	一式1時間につき	200
	その他	フットサル	一式1時間につき	1,500
		バスケットボール	一式1時間につき	1,500
		バレーボール	一式1時間につき	1,000
		バドミントン	一式1時間につき	500
		テニス	一式1時間につき	1,000
		レスリング	一式1時間につき	1,000
卓球	1台1時間につき	500		
その他	一式1時間につき	1,000		

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 各会議室及び本部長室の冷暖房料は、1時間 (1時間に満たない時間は、1時間とする。) 当たり100円とする。

オ 多目的広場

施設

区 分	1時間当たりの金額 (円)
全面	900

多目的広場	3分の2面	600
	3分の1面	300

備考 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

カ クライミングウォール
施設

区 分		単 位	金額 (円)
個人利用	児童生徒等	1人1時間につき	200
	その他の者	1人1時間につき	400
専用利用	児童生徒等	1時間につき	700
	その他の者	1時間につき	1,400

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(2) 三重県営総合競技場（愛称：三重交通G スポーツの杜 伊勢）

ア 総合競技場の施設（会議室及びステージを除く。）

(ア) 全部利用の場合

区 分			1時間当たりの金額 (円)
体育館	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	2,400
		入場料を徴収する場合	7,000
	営利を目的として利用する場合		58,500
	その他の催物に利用する場合		11,700
体育館別館	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	1,200
		入場料を徴収する場合	3,600
	営利を目的として利用する場合		29,300
	その他の催物に利用する場合		5,900
陸上競技場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,000
		入場料を徴収する場合	8,800
	営利を目的として利用する場合		73,000
	その他の催物に利用する場合		14,700
補助競技場	アマチュアスポーツに利用する場合		1,200
	営利を目的として利用する場合		34,200
	その他の催物に利用する場合		6,800
付帯投てき場	アマチュアスポーツに利用する場合		1,200
	営利を目的として利用する場合		34,200
	その他の催物に利用する場合		6,800
多目的広場	アマチュアスポーツに利用する場合		1,000

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 体育館本館及び多目的広場については、半面使用を認め、その利用料金は全面使用の半額とする。

3 準備又は撤去するために利用する場合の金額は、「アマチュアスポーツに利用する場合」の「入場料を徴収しない場合」の欄に掲げる金額とする。（補助競技場、付帯投てき場及び多目的広場を除く。）

(イ) 部分利用の場合

区 分		単 位	1時間当たりの金額 (円)
体育館	フットサル	児童生徒等	500
		その他の者	1,000
	バスケットボール	児童生徒等	500
		その他の者	1,000
	バレーボール	児童生徒等	350
		その他の者	700
	バドミントン	児童生徒等	150
		その他の者	300
	テニス	児童生徒等	500
		その他の者	1,000
	卓球	児童生徒等	100
		その他の者	200
その他	2分の1利用	児童生徒等	500
		その他の者	1,000
	4分の1利用	児童生徒等	300
		その他の者	600
体育館別館	バレーボール	児童生徒等	120
		その他の者	240
	バドミントン	児童生徒等	100
		その他の者	200
	卓球	児童生徒等	80
		その他の者	160

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(ウ) 個人利用の場合

区 分		1時間当たりの金額 (円)	
陸上競技場	児童生徒等	70	
	その他の者	180	
	児童生徒等 (夜間使用)	170	
	その他の者 (夜間使用)	380	
補助競技場	児童生徒等	50	
	その他の者	100	
	児童生徒等 (夜間使用)	150	
	その他の者 (夜間使用)	300	
付帯投てき場	児童生徒等	50	
	その他の者	100	
	児童生徒等 (夜間使用)	150	
	その他の者 (夜間使用)	300	
	高校生及びこれに準ずる者	1人1時間につき	60
		2時間券	110
		回数券 (22時間分)	1,100
		定期券 (1ヶ月)	1,000

トレーニングセンター	その他の者	定期券 (3ヶ月)	2,700
		1人1時間につき	120
		2時間券	230
		回数券 (22時間分)	2,300
		定期券 (1ヶ月)	2,200
		定期券 (3ヶ月)	6,000

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
 (1) 小学校就学前の者
 (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者
 3 高校生及びこれに準ずる者には、中学生（保護者又は指導者を同伴して入場し、指導監督を受ける場合に限る。）を含めるものとする。
 4 トレーニングセンターにおけるその他の者とは、小学校就学前の者、小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者を除く者とする。
 5 夜間使用の照明については、個人利用の場合は、原則陸上競技場 10 名・補助競技場 5 名以上の使用に限り点灯する。

(エ) 飲食サービス、物品販売サービスその他のサービスを提供する場合

区 分			金額 (円)
店舗	1平方メートル当たり	1日につき	1,000

- 備考 1 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。
 2 面積が1平方メートル未満であるとき又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは、当該平方メートル未満の数を1平方メートルとして計算する。

イ 総合競技場の会議室及びステージ

区 分		1時間当たりの金額 (円)
体育館	第1会議室	630
	第2会議室	840
	第3会議室	630
	ステージ (アマチュアスポーツに利用する場合を除く。)	1,680
陸上競技場	会議室 (1室当たり)	800~1,200
	特別室	3,000

- 備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
 2 アマチュアスポーツ大会開催に伴って必要とする各室は、事前申請により施設利用料に含む。

ウ 総合競技場の設備等

(ア) 設備及び器具

設備器具名	区 分	単 位	金額 (円)
温水シャワー (個人利用)	アマチュアスポーツ	1人1回につき	100
	その他		150
温水シャワー (団体利用)	アマチュアスポーツ	1日につき	1,150
	その他		1,780
湯沸設備	アマチュアスポーツ	1日につき	1,150
	その他		1,780
放送設備	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	420
	その他		940
ステージ照明	アマチュアスポーツ	1時間につき	730
	その他		1,050
	アマチュアスポーツ		840

体育館	フロア2列照明	その他	1時間につき	1,150
		アマチュアスポーツ		1,680
	フロア4列照明	その他	1時間につき	2,310
		アマチュアスポーツ		2,520
	フロア6列照明	その他	1時間につき	3,460
		アマチュアスポーツ		60
	机	その他	1日1脚	80
		アマチュアスポーツ		40
	椅子 1人掛け	その他	1日1脚	60
		アマチュアスポーツ		80
	椅子 4人掛け	その他	1日1脚	170
		アマチュアスポーツ		940
	ピアノ	その他	1台1時間につき	1,470
		アマチュアスポーツ		7,350
冷暖房設備	その他	1時間につき	10,500	
	アマチュアスポーツ		100	
電源装置（コンセント）	その他	1個口1時間につき	150	
	アマチュアスポーツ		1,000	
持ち込み電源用具等	その他	1個口1時間につき	1,500	
	アマチュアスポーツ		2,000	
競技器具一式	その他	1日につき	3,000	
	アマチュアスポーツ			
体育館別館	フロア5列照明	その他	1時間につき	420
		アマチュアスポーツ		310
	フロア9列照明	その他	1時間につき	730
		アマチュアスポーツ		520
	冷暖房設備	その他	1時間につき	5,880
		アマチュアスポーツ		4,200
	電源装置（コンセント）	その他	1個口1時間につき	150
		アマチュアスポーツ		100
	持ち込み電源用具等	その他	1個口1時間につき	1,500
		アマチュアスポーツ		1,000
	競技器具一式	その他	1日につき	1,500
		アマチュアスポーツ		1,000
その他	温水シャワー（個人利用）	その他	1人1回につき	150
		アマチュアスポーツ		100
	温水シャワー（団体利用）	その他	1日につき	2,100
		アマチュアスポーツ		1,400
	湯沸設備	その他	1日につき	2,100
		アマチュアスポーツ		1,400
	放送設備	その他	一式1時間につき	1,100
		アマチュアスポーツ		500
	冷暖房設備	その他	1室1時間につき	150
		アマチュアスポーツ		100
		その他	全室1時間につき	3,000
		アマチュアスポーツ		2,000

陸上競技場	机	アマチュアスポーツ	1日1脚	60
		その他		80
	椅子 1人掛け	アマチュアスポーツ	1日1脚	40
		その他		60
	椅子 4人掛け	アマチュアスポーツ	1日1脚	80
		その他		170
	天幕	アマチュアスポーツ	1日1張	1,260
		その他		2,020
	大型映像装置	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	3,600
		その他		7,200
	照明灯(全灯)	アマチュアスポーツ	1時間につき	28,000
		その他		33,600
	照明灯(2分の1灯)	アマチュアスポーツ	1時間につき	14,000
		その他		16,800
	照明灯(5分の1灯)	アマチュアスポーツ	1時間につき	5,600
		その他		6,720
	照明灯(10分の1灯)	アマチュアスポーツ	1時間につき	2,800
		その他		3,360
	電源装置(コンセント)	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	100
		その他		150
持込み電源用具等	アマチュアスポーツ	1個口1時間につき	1,000	
	その他		1,500	
競技器具一式	アマチュアスポーツ	1日につき	7,000	
	その他		10,500	
競技用計測機器一式	アマチュアスポーツ	1日につき	10,000	
	その他		15,000	
補助競技場	写真判定棟		一式1時間につき	400
	冷暖房設備		1室1時間につき	100
	放送設備		一式1時間につき	100
	照明灯(4基)	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	2,100
その他		2,600		
付帯投てき場	照明灯(3基)	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	1,700
		その他		2,100
補助競技場及び付帯投てき場	照明灯(5基)	アマチュアスポーツ	一式1時間につき	2,400
		その他		3,000

備考 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

2 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

(イ) 体育館用器具

品名	単位(1日当たり)	金額(円)
卓球	1台一式	50
バドミントン	1コート一式	50
バレーボール	1コート一式	100
バスケットボール	1コート一式	100
テニス	1コート一式	100
ソフトバレーボール	1コート一式	50

移動式バスケットゴール	1コート一式	500
フットサルゴール	1コート一式	200
手動得点板	1セット	100
連動式得点表示板	一式	500

備考 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

(ウ) 陸上競技用器具及び計測機器

品名	単位(1日当たり)	金額(円)
スターティングブロック	1個	70
ストップウォッチ	1個	100
ハードル	1個	50
ヤリ	1本	170
ハンマー	1個	70
円盤	1個	70
砲丸	1個	70
棒高跳び用器具	一式	880
走高跳び用器具	一式	670
走幅跳び・三段跳び距離測定器	一式	400
踏切板	1本	100
全自動ピストル	1個	120
YO式スタート発信装置	一式	5,000
スターター拡声装置	一式	3,800
写真判定装置	一式	5,000
周回表示器	1台	500
フィールド成績表示器	1台	2,100
風向・風速計	1台	500
光波距離測定装置	一式	5,000
フィニッシュタイマー表示盤	1台	5,000
ビーチパラソル	1本	120
レーンナンバー表示器	1式	500
電子式風力速報表示盤	1台	2,100
電子式周回表示盤	1台	2,100
電子式風力測定器	1台	2,500
走幅跳び・三段跳び電子距離測定器	一式	5,000
フィールド制限タイマー	1台	2,100
サッカーゴール(ラグビーゴール)	1対	1,000
人工芝	1枚	100

備考 利用時間が1日に満たないときは、1日とする。

エ 五十鈴公園の利用料金

種別	単位	金額(円)
行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
(1) 物品の販売その他の営業を行うもの	日額1平方メートル	37
(2) ロケーションを行うもの	日額1台	1,290
(3) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しを行うもの	日額1平方メートル	37

備考 金額が、時間、日、メートル又は平方メートルを単位として定められている場合における端数についての処理は、それぞれ一単位として計算する。

3 利用料金の承認年月日

平成 31 年 2 月 5 日

4 利用料金の適用年月日

平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 130 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営松阪野球場の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営松阪野球場の利用料金の承認（平成 26 年三重県告示第 154 号）は、平成 31 年 3 月 31 日限り廃止します。

平成 31 年 3 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

公益財団法人三重県体育協会

理事長 東地 隆司

2 利用料金の額

区分	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合							
			入場料の額が 100 円以下のとき		入場料の額が 100 円を超え 200 円以下のとき		入場料の額が 200 円を超え 500 円以下のとき		入場料の額が 500 円を超えるとき	
	児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者
金額 (円)	620	1,250	3,720	7,500	7,440	15,000	18,600	37,500	37,200	75,000

備考 1 金額は、1 時間（1 時間に満たない時間は、1 時間とする。）当たりの額とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

3 利用料金の承認年月日

平成 31 年 2 月 5 日

4 利用料金の適用年月日

平成 31 年 4 月 1 日

三重県告示第 131 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 9 項の規定により、三重県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県営ライフル射撃場の利用料金の承認（平成 30 年三重県告示第 180 号）は、平成 31 年 3 月 31 日限り廃止します。

平成 31 年 3 月 5 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

三重県ライフル射撃協会

会長 中村 孝夫

2 利用料金の額

50m射場

区 分		1 時間につき (2 時間まで)	1 時間につき (2 時間を超える部分)
個人利用	生徒・学生	200 円	100 円
	一 般	350 円	200 円
専用利用		4,400 円	4,400 円

10m射場

区 分		1 時間につき (2 時間まで)	1 時間につき (2 時間を超える部分)
個人利用	生徒・学生	150 円	100 円
	一 般	300 円	150 円
専用利用		3,500 円	3,500 円

備考 1 専用利用とは、施設等を一括して利用する場合をいう。

2 1 時間に満たない時間は、1 時間とする。

3 学生は大学生まで含む。

3 利用料金の承認年月日

平成 31 年 2 月 5 日

4 利用料金の適用年月日

平成 31 年 4 月 1 日

人 事 委 告 示

三重県人事委員会告示第 1 号

選考職種の指定及び採用資格要件（昭和 41 年三重県人事委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

平成 31 年 3 月 5 日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>1 規則第 14 条第 5 号の規定により、選考で採用させることができる職及びその職への採用資格要件は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 85%;">採用資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>科学捜査 研究技師</u></td> <td>学校教育法に基づく大学において、法医学、獣医学、薬学、化学、物理学、工学、心理学その他鑑識科学に必要な課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者であること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	職	採用資格要件	(略)	(略)	<u>科学捜査 研究技師</u>	学校教育法に基づく大学において、法医学、獣医学、薬学、化学、物理学、工学、心理学その他鑑識科学に必要な課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者であること。	(略)	(略)	<p>1 規則第 14 条第 5 号の規定により、選考で採用させることができる職及びその職への採用資格要件は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職</th> <th style="width: 85%;">採用資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>鑑識技師</u></td> <td>学校教育法に基づく大学において、法医学、獣医学、薬学、化学、物理学、工学、心理学その他鑑識科学に必要な課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者であること。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	職	採用資格要件	(略)	(略)	<u>鑑識技師</u>	学校教育法に基づく大学において、法医学、獣医学、薬学、化学、物理学、工学、心理学その他鑑識科学に必要な課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者であること。	(略)	(略)
職	採用資格要件																
(略)	(略)																
<u>科学捜査 研究技師</u>	学校教育法に基づく大学において、法医学、獣医学、薬学、化学、物理学、工学、心理学その他鑑識科学に必要な課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者であること。																
(略)	(略)																
職	採用資格要件																
(略)	(略)																
<u>鑑識技師</u>	学校教育法に基づく大学において、法医学、獣医学、薬学、化学、物理学、工学、心理学その他鑑識科学に必要な課程を修了して卒業した者又は人事委員会がこれと同等の資格があると認める者であること。																
(略)	(略)																

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 13 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 31 年 3 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

(ア) 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	1以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日	備考
立憲民主党三重県参議院選挙区第1総支部	芝博	大谷友秀	鈴鹿市庄野共進1-4-23	参議院議員	○	平成31年1月16日	政党
立憲民主党三重県第1区総支部	松田直久	河内孝治	津市乙部11	衆議院議員	○	平成31年2月12日	政党

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日	備考
立憲民主党三重県連合	芝博	河内孝治	鈴鹿市庄野共進1-4-23	○	平成31年1月16日	政党

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
いつもいきいき四日市の会	山原博之	青木尚子	四日市市富田三丁目13-40	平成31年1月16日	
伊藤はるお後援会	伊藤聡明	伊藤聡明	員弁郡東員町大字山田1038-1	平成31年1月24日	
瀬越幸雄後援会	瀬越正樹	西ノ上祐二	南牟婁郡紀宝町大里667	平成31年1月11日	
柏木はるみ後援会	柏木はるみ	柏木良介	津市柳山津興339-3	平成31年1月23日	
河尻ひろかず後援会	玉川登美男	河尻裕美	鈴鹿市国府町4922-2	平成31年1月22日	
坂倉紀男後援会	坂倉紀男	松本文彦	鳥羽市船津町1008	平成31年1月8日	
すぐり英明後援会	葛山稔	宮田博	津市一身田上津部田747	平成31年1月18日	
津市の新しい未来を創る会	葛山稔	宮田博	津市半田1450-4	平成31年1月18日	
中村ひとし後援会	中村等	中村等	員弁郡東員町大字八幡新田64-2	平成31年1月9日	
前川しんりゅう後援会	遠藤義光	前川案希奈	鈴鹿市十宮二丁目14-13	平成30年	

援会					10月25日
南川のりゆき後援会	下村和徳	山口慶子	鳥羽市白木町141		平成31年1月8日
森ともこを励ます会	森智子	森智子	四日市市水沢町2623-1		平成31年1月15日

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党亀山市支部	宮崎勝郎	主たる事務所の所在地	亀山市安知本町534	亀山市白木町3105	平成31年1月14日	政党
いつもいきいき四日市の会	山原博之	代表者 会計責任者	宮崎勝郎 青木尚子	明石直大 青木信洋	平成30年12月1日	
岡村てつお後援会	家崎寛明	主たる事務所の所在地	北牟婁郡紀北町相賀265-4	北牟婁郡紀北町相賀480-230	平成31年2月4日	
小山たくみ後援会	小山巧	会計責任者	小山康博	小山保	平成30年12月1日	
税理士による田村のりひさ後援会	西川明樹	代表者 会計責任者	西川明樹 西川明樹	坂本昇 坂本昇	平成31年1月19日	
南条ゆうじ後援会	伊藤弘	主たる事務所の所在地	鈴鹿市庄野共進一丁目3-6	鈴鹿市岡田三丁目8-25	平成31年1月18日	
西田健後援会	神園敏昭	主たる事務所の所在地	南牟婁郡紀宝町鶴殿729-7	南牟婁郡紀宝町鶴殿704-2	平成31年1月9日	
はぎの進也後援会	蔵本一範	代表者	蔵本一範	萩野尚武	平成30年12月15日	
平畑たけし後援会	小林道太郎	政治団体の名称	平畑たけし後援会	平畑たけしを上げます会	平成30年11月5日	
藤田大助後援会	上田澄人	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成29年12月31日	
藤田大助懇話会	藤田大助	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	平成29年12月31日	
三重県LPガス政治連盟	中井茂平	代表者	中井茂平	藤岡傳	平成30年5月23日	

山路さゆり後援会 山路 小百合 主たる 津市丸之内 28- 津市神納 51-2 平成 31 年
事務所 事務所 1 1 月 29 日
の所在
地

三重県選挙管理委員会告示第 14 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 31 年 3 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
「あなたの声を町政に活かす」 村田ひさと後援会	村 田 尚 登	平成 30 年 12 月 31 日	
壳瑠会倶楽部	中 森 一 秀	平成 31 年 1 月 16 日	
いつもいきいき四日市の会	山 原 博 之	平成 30 年 12 月 30 日	
伊藤修一を励ます会	伊 藤 修 一	平成 30 年 12 月 31 日	
上田清後援会	米 沢 正 郎	平成 30 年 12 月 31 日	
おおはしひろし後援会	大 橋 博 二	平成 30 年 12 月 5 日	
小楠つぎお後援会	小 楠 次 男	平成 30 年 12 月 31 日	
大ちゃん会	柳 生 大 輔	平成 30 年 12 月 1 日	
竹石正徳を励ます会	竹 石 正 徳	平成 30 年 12 月 28 日	
中村等後援会	中 村 等	平成 26 年 12 月 31 日	
はぎのひでとし後援会	萩 野 豪 俊	平成 30 年 12 月 31 日	
はなし徹也後援会	端 無 徹 也	平成 30 年 12 月 31 日	
的場孝一後援会	荘 司 浩 規	平成 30 年 12 月 31 日	
柳生大輔後援会	岡 昭 夫	平成 30 年 12 月 1 日	

三重県選挙管理委員会告示第 15 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出、同条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出及び同項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 31 年 3 月 5 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 資金管理団体の指定

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
森 智 子	市議会議員	森ともこを励ます会	四日市市水沢町 2623-1	平成 31 年 1 月 9 日
山路 小百合	市議会議員	山路さゆり後援会事務所	津市丸之内 28-1	平成 31 年 1 月 29 日

2 資金管理団体の異動

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
藤 田 大 助	藤田大助懇話会	公職の種類	市議会議員	衆議院議員	平成 29 年 12 月 31 日

3 資金管理団体の指定の取消し

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
伊 藤 修 一	伊藤修一を励ます会	平成 30 年 12 月 31 日

坂 上 直 人	坂上直人後援会	平成 30 年 12 月 31 日
竹 石 正 徳	竹石正徳を励ます会	平成 30 年 12 月 28 日
萩 野 豪 俊	はぎのひでとし後援 会	平成 30 年 12 月 31 日
端 無 徹 也	はなし徹也後援会	平成 30 年 12 月 31 日
柳 生 大 輔	大ちゃん会	平成 30 年 12 月 1 日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
